

東広島市歴史文化基本構想



平成 29 年 11 月
東 広 島 市

東広島市歴史文化基本構想

平成 29 年 11 月

東 広 島 市

序 文

東広島市は、豊かな農地と地理的な好条件から、古来、安芸国の中心の一つとして栄え、昭和49年の市制施行後も賀茂学園都市建設・広島中央テクノポリス建設の二大プロジェクトを推進し発展を遂げてきました。その長い歴史や伝統は、史跡三ツ城古墳や安芸国分寺など数多くの遺跡・文化財によって彩られています。

本市は、地方圏において人口増加が継続している数少ない自治体ですが、その割合は鈍化しており、少子高齢化の進展も相まって、市内中心部においては人口が増加し周辺部においては過疎化が進展するという二極化の様相を呈しています。過疎化や高齢化の進む地域では、歴史や伝統文化の担い手が少なくなっているという現実があります。地域で育まれてきた歴史文化遺産は、本市の歴史や文化を知る上で欠くことができないものであり、一度失われてしまうと、二度と再生することができない他に替え難い貴重な財産です。このたび、その大切な本市の歴史・文化遺産を保存するとともに、魅力を発信し、活用するために、東広島市歴史文化基本構想を策定いたしました。

歴史や文化は、様々な人や事象が複雑に関係しながら形成され、それは絶えることなく現在にまで影響を及ぼし、今の私たちの社会を形づくっています。本構想は、関連しあう個々の文化財を事象や地域ごとに結び付け、面として保存・活用を図ることで、それら地域の人々によって守り伝えられてきた文化遺産を次の世代に適切に継承するとともに地域を活性化するための基本方針とするためのものです。

一方で、本構想は、本市の文化財の新たな保存と活用の指針を示したに過ぎません。本構想を活用し、市民とともに本市の豊かな歴史文化を活かすことこそが求められるのであり、私たちに課せられた次世代への責任の重さを改めて感じるものです。

最後に、歴史文化基本構想の策定にあたり、文化庁をはじめ、東広島市歴史文化基本構想策定委員会委員の各委員のみなさまにご指導、ご鞭撻を賜りましたことをここに深く感謝いたします。

平成29年11月

東広島市教育委員会教育長 津森 毅

例 言

- 1 本書は、平成29年度に策定した東広島市歴史文化基本構想である。策定に当たっては、原案を東広島市教育委員会生涯学習部文化課で作成し、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（委員長：戸田常一）において検討・審議を重ねて作成したものである。
- 2 本書の図4-3、図4-4、図4-5、図4-6、図4-7、図4-9、図6-1では、国土地理院の電子地形図20万「広島」を下図として使用し、また、図4-8は、国土地理院の電子地形図25000を下図として使用した。
- 3 本書で使用した写真・画像は、特に断らない限り、東広島市が著作権を有する。
- 4 本書の挿図・表・写真については、章ごとにそれぞれ通し番号を付し、「図2-2」「表2-2」「写真2-2」のように統一した。
- 5 本書第3章第3節2は、東広島市の委託により、株式会社ビアンシステムズが集計、整理を行い、まとめたものである。

目次

第1章 歴史文化基本構想策定の目的と位置づけ	1
第1節 歴史文化基本構想策定の背景と目的	1
1 歴史文化基本構想策定の背景	1
2 歴史文化基本構想策定の目的	1
第2節 歴史文化基本構想の位置づけ	2
第3節 基本構想策定の経過	2
1 基本構想策定のスケジュールと事業の実施状況	2
2 検討体制	3
第2章 東広島市の概要	5
第1節 東広島市の位置と環境	5
1 位置	5
2 自然環境	6
3 歴史的環境	9
4 交通	12
第2節 指定文化財の状況	14
1 有形文化財	14
2 民俗文化財	14
3 記念物	14
4 登録文化財	14
第3節 東広島市の埋蔵文化財	23
1 埋蔵文化財の取扱い	23
2 遺跡把握の状況	23
3 既往の発掘調査とその体制	23
4 東広島市の埋蔵文化財の特色	24
5 東広島市の埋蔵文化財の課題	24
第3章 東広島市の文化財の総合的な把握	26
第1節 基礎調査の手法と事業実施の流れ	26
1 基礎調査の手法	26
2 基礎調査の成果	26
第2節 基礎調査の課題と展望	28
第3節 住民に対する歴史文化に関するアンケート調査	29
1 住民自治協議会に対するアンケート調査	29

2	市民に対するアンケート調査	30
第4章	東広島市の歴史文化の特性と関連文化財群	42
第1節	東広島市の歴史文化の特性と地域性	42
第2節	関連文化財群	44
第3節	関連文化財群の設定	44
第5章	文化財の保存・活用の基本理念と方針	69
第1節	保存・活用の基本理念	69
第2節	保存・活用の基本方針	69
1	文化財保存の基準	69
2	文化財の固定的価値と可変的価値の向上	70
3	文化財をめぐる地域の価値の創造・向上	70
4	文化財の保存・活用の方針	72
5	文化財の防災・防犯対策	72
第6章	歴史文化保存活用区域	73
第1節	歴史文化保存活用区域について	73
第2節	歴史文化保存活用区域の設定	73
1	歴史文化保存活用区域設定の枠組み	73
2	歴史文化保存活用区域の設定	73
第3節	歴史文化保存活用区域と取組みの方針	75
1	歴史文化保存活用区域の保存・活用に関する取組みの方針	75
2	歴史文化保存活用区域の小区域の設定	77
第7章	文化財の保存・活用を推進するための体制整備	78
第1節	市民の参加と協働の体制	78
1	住民等の参加による保存・活用の体制づくり	78
2	文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成	79
第2節	文化財の保存・活用の発展的展開	79
1	歴史文化を活かしたまちづくりの展開	79
2	広域的な連携・交流による文化財の保存・活用の推進	80

挿 図 目 次

図2-1	東広島市の位置図	5	図4-3	東広島市の地形と環境 関係地図	48
図2-2	東広島市の地勢図	7	図4-4	古墳文化の開花 関係地図	51
図2-3	東広島市の月別平均気温と降水量(1971～2010)	8	図4-5	仏教文化の広がりと神仏習合の記憶 関係地図	54
図2-4	東広島市の水系図	8	図4-6	大内氏の安芸国支配と国衆 関係地図	57
図2-5	東広島市内交通網	3	図4-7	賀茂台地の暮らしと信仰 関係地図	61
図3-1	既往の文化財基礎調査	26	図4-8	海に生きる-漁と暮らし 関係地図	64
図3-2	回答者の地域別の比率	26	図4-9	近代の酒造りと吟醸酒の誕生 関係地図	67
図3-3	歴史文化に関する市民の興味事項	31	図4-10	西条の酒蔵群	68
図3-4	市民が接する機会が多い文化財・文化遺産	33	図4-11	三津の酒造地の文化財群	68
図3-5	東広島市の特徴的な歴史・文化	35	図5-1	文化財に対する投資(取り組み)と文化財を巡る地域の価値との関係に関するグラフ	70
図3-6	市民の関心のある文化財・文化遺産	37	図5-2	文化財と投資(取り組み)の関係	71
図3-7	文化財・文化遺産の保存や活用の協力事項	39	図6-1	東広島市歴史文化保存活用区域	74
図4-1	縄文時代から中世の遺跡分布	43	図7-1	歴史文化遺産の保存・活用の関係	78
図4-2	東広島市の歴史文化の特性と関連文化財群	45			

表 目 次

表2-1	東広島市内指定文化財一覧	15～17	表3-3	地区別 市民が接する機会が多い文化財・文化遺産	33
表2-2	東広島市内登録有形文化財一覧	18～20	表3-4	地区別 東広島の特徴的な歴史・文化	36
表2-3	東広島市内登録記念物	20	表3-5	市民の関心のある文化財・文化遺産	37
表3-1	地域別の回答者数と回答率	30	表3-6	文化財・文化遺産の保存や活用の協力事項	40
表3-2	地区別 歴史文化に関する市民の興味事項	32	表6-1	保存活用区域と区域内の主要文化財	75～77

写 真 目 次

写真1-1	賀茂鶴酒造8号蔵と煙突	4	写真4-12	塔ノ岡古墳(豊栄町)	50
写真2-1	重要文化財 旧木原家住宅(高屋町:表2-1・5)	21	写真4-13	保田古墳(黒瀬町)	50
写真2-2	県重文 銅鐘(福成寺:西条町:表2-1・10)	21	写真4-14	二反田古墳出土須恵器(河内町)	50
写真2-3	県重文 木造釈迦如来坐像(安芸津町:表2-1・16)	21	写真4-15	安芸国分寺跡 僧房及び講堂跡(西条町)	53
写真2-4	県天然記念物 シャクナゲの群落(福富町:表2-1・25)	21	写真4-16	木造薬師如来坐像(國分寺:西条町)	53
写真2-5	県天然記念物 畷山神社の巨樹群(豊栄町:表2-1・30)	21	写真4-17	竹林寺本堂(河内町)	53
写真2-6	市史跡 仙人塚古墳(高屋町:表2-1・33)	21	写真4-18	竹林寺縁起絵巻(部分)(河内町)	53
写真2-7	市重文 真光寺宝篋印塔(河内町:表2-1・63)	21	写真4-19	紙本墨書大般若経(本宮八幡神社:豊栄町)	53
写真2-8	市重文 大多田神社の懸仏(黒瀬町:表2-1・79)	22	写真4-20	懸仏(門前神社:黒瀬町)	53
写真2-9	市重文 五部大乘経(志和町:表2-1・73)	22	写真4-21	鏡山城跡遠景(西条町)	55
写真2-10	市重要無形民俗文化財 祝詞山八幡神社の神賑行列(安芸津町:表2-1・105)	22	写真4-22	柚城跡遠景(八本松町)	56
写真2-11	登録記念物 前垣氏庭園(寿延庭:西条町:表2-3・1)	22	写真4-23	槌山城跡(八本松町)	56
写真2-12	登録有形文化財 時報塔(志和町:表2-2・1)	22	写真4-24	白山城跡(高屋町)	56
写真2-13	登録有形文化財 福美人酒造事務所(表2-2・10) 登録有形文化財 福美人酒造1号蔵(表2-2・11) 登録有形文化財 福美人酒造2号蔵(表2-2・13) 登録有形文化財 福美人酒造恵比寿蔵煙突(表2-2・18) 登録有形文化財 福美人酒造門柱(西条町:表2-2・19)	22	写真4-25	頭崎城跡(高屋町)	56
写真2-14	出土文化財管理センター	24	写真4-26	米山城跡(志和町)	56
写真2-15	西本6号遺跡(高屋町)	25	写真4-27	本宮八幡神社拝殿(豊栄町)	60
写真3-1	重要文化財福成寺本堂内厨子及び須弥壇(西条町)	26	写真4-28	福岡八幡神社本殿(高屋町)	60
写真3-2	市重要文化財 並瀧寺庫裏(志和町)	27	写真4-29	養国寺山門(高屋町)	60
写真3-3	登録有形文化財 西條鶴醸造角屋(西条町)	27	写真4-30	五行祭(豊栄神楽)(豊栄町)	60
写真3-4	登録有形文化財 白牡丹酒造延宝蔵南端棟(西条町)	27	写真4-31	野坂完山之墓(西条町)	60
写真3-5	吾妻子の滝(西条町)	28	写真4-32	居蔵造りの民家	60
写真4-1	サイジョウコウホネ	47	写真4-33	西条盆踊りポスター(昭和10年)	60
写真4-2	ため池の水草	47	写真4-34	安芸津町空中写真	62
写真4-3	ブッポウソウ	47	写真4-35	三種神社の船絵馬(部分)(安芸津町)	63
写真4-4	オオサンショウウオ	47	写真4-36	現在の三津港(安芸津町)	63
写真4-5	カスミサンショウウオ	47	写真4-37	二馬手塩田の樋門跡(安芸津町)	63
写真4-6	ホボロ島(安芸津町)	47	写真4-38	明治期の元屋(光保家)	63
写真4-7	ウラギク(安芸津町)	47	写真4-39	龍王島周辺のカキ筏(安芸津町)	63
写真4-8	三ツ城古墳(西条中央)	49	写真4-40	「漂流記」表紙	63
写真4-9	岩幕山古墳(黒瀬町)	50	写真4-41	旧木原家住宅(高屋町)	66
写真4-10	山王第6号古墳石棺(豊栄町)	50	写真4-42	三浦仙三郎銅像(安芸津町)	66
写真4-11	仙人塚古墳石棺(高屋町)	50	写真4-43	賀茂鶴酒造本社(西条町)	66
			写真4-44	旧広島県醸造試験場西条支場醸造蔵(西条町)	66
			写真4-45	西条の酒蔵(西条町)	66
			写真4-46	榊山八幡神社(安芸津町)	66
			写真5-1	文化財防火ゲートの訓練状況(明眼寺:福富町)	72
			写真7-2	住民自治協議会が作成したパンフレット等	80

第1章 歴史文化基本構想策定の目的と位置づけ

第1節 歴史文化基本構想策定の背景と目的

1 歴史文化基本構想策定の背景

平成19年10月30日に提出された『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』において、地域の文化財を総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくための方策として、文化財保護制度による文化財の保護施策とそれ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度を利用した周辺環境の保護の施策を体系的に位置づけ、一貫性をもって実施するための基本構想（歴史文化基本構想）の策定の重要性が提言された。

平成24年2月には文化庁文化財部によって『「歴史文化基本構想」策定技術指針』が示され、「歴史文化基本構想」を、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想であると規定した。これまでの文化財保護行政で行われてきた文化財保護法に定める6類型の文化財を指定制度によって個別に保護していく手法のみならず、未指定文化財についても地域内の文化財の把握を通じて、総合的に保存・活用する方策をとるとしたものである。各地方公共団体は「歴史文化基本構想」の理念に沿って文化財保護の基本的方針を定め、さらに文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するためのマスタープランを地域的・個別的事情に応じて定めることが求められたのである。

東広島市では、平成17年2月の周辺5町との合併を経て、町ごとに行っていた文化財保護行政を統括し、各町が指定していた指定文化財についても平成24年度までに見直しを行い、再整理を実施した。見直しによって指定解除した文化財も17件にのぼる。文化財の6類型とその指定基準を定めての運用を厳密にすれば、その基準から外れる文化財が存在することはやむを得ない。一方で、貴重な文化財として守ってきたものが、突然その価値を否定されることは、所有者をはじめとする地域住民としては受け入れがたい面があった可能性がある。かたや学術的な文化財の価値を追求し、かたや地域の宝、誇りとして文化財に価値を見いだすという立場の違いが鮮明となっている。ある意味行政と地域住民の意識の差が表面化したとすることが可能である。上記の問題点は本市の文化財保護行政が抱える課題の一端に過ぎないが、文化財を活用して地域のアイデンティティーの形成や文化振興を図るためには、従来の文化財保護施策だけでは限界がある。このような限界に対して、歴史文化基本構想は指定・未指定にかかわらず地域の文化財を幅広く捉えて総合的に保存・活用を図る点に特徴があり、上記の課題の解決や文化財を活用した地域のアイデンティティーの確立、文化財の総合的な保存・活用を図る上で大きな力となることが期待された。

2 歴史文化基本構想策定の目的

1のような背景から、東広島市には指定・登録文化財に限らず、指定基準を満たさないまでも地域で大切に保存されてきた文化財や歴史的・文化的に貴重な文化財をも包括的に保存し、なおかつ活用するための施策が求められていた。そこで、東広島市では20年、30年という長期的視野に立って、多様な文化財と、その文化財を生み育んできた歴史文化を総合的に保存・活用し、地域の魅力と活力の向上を図ることを目的として「東広島市歴史文化基本構想」を策定することとした。

第2節 歴史文化基本構想の位置づけ

東広島市では、「第四次東広島市総合計画」（平成19年～平成32年）の「まちづくり大綱」において5つのまちづくり大綱を定めている。その大綱は、

- 1-一人づくり-個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち
- 2-安心づくり-安全で安心な暮らしを地域で支えあうまち
- 3-快適づくり-環境と調和した生活しやすいまち
- 4-活力づくり-交流が盛んなにぎわいのあるまち
- 5-自立のまちづくり-新たな発想を活かした自立と協働のまち

の5つである。全ての大綱が歴史・文化と関係するものであるが、特に3-快適づくり-ではまちづくり目標を「東広島らしさを継承し、創造できるまち」に設定し、東広島市の特色である、赤瓦のある田園風景、酒蔵と煙突のあるまちなみなどの文化的景観や三ツ城古墳、安芸国分寺などの歴史遺産、瀬戸内海や賀茂台地の美しい自然を市民共有の貴重な財産と位置づけ、その保護と活用を図ることで、東広島市独自の特色ある歴史文化資源を市民と行政が連携しながら次世代に継承しつつ、東広島らしさを大切にした景観の保全と魅力あるまちづくりを進めることとしている。

これらの大綱は、「第四次東広島市総合計画」で本市の将来都市像とされた「未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～」を実現するためのものである。そのために歴史文化が果たす役割は極めて大きいといえる。このことから、平成29年から始まる「第四次東広島市総合計画後期基本計画」では、上記のまちづくり、特に「3-快適づくり」の「環境と調和した生活しやすいまち」の実現を目指し、「歴史・文化の継承と新たな市民文化の創造」を目標に、歴史文化基本構想の策定をその施策の中心に据えている。また、「4-活力づくり」の「交流が盛んなにぎわいのあるまち」についても「にぎわいのある都市拠点・地域拠点の形成」において「酒蔵地区景観形成の促進」等に歴史・文化を活用することが謳われている。

本市には国立大学法人広島大学を始めとして、私立の近畿大学工学部、広島国際大学、エリザベト音楽大学の4大学が所在している。これまでも本市の歴史文化の調査・研究・教育普及に当たって緊密な連携を図ってきたが、将来都市像の実現のためにこれまで以上の連携が求められる。

このように、「東広島市歴史文化基本構想」は「第四次東広島市総合計画後期基本計画」の理念・目標を実現するための歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランということが可能であり、時代の要請にあわせて本市総合計画を補完するとともに、関連計画との連携・調整を図りながら、歴史文化の側面から本市の各施策の推進を支える役割を担うものである。

本基本構想については、本市の総合計画との整合性を図りながら、時代の要請に合わせ、概ね10年を目途に見直しを行うものとする。

第3節 基本構想策定の経過

1 基本構想策定のスケジュールと事業の実施状況

東広島市は、平成28年度に歴史文化基本構想の策定を構想し、平成29年度に基本構想の策定、平成30年度以降に歴史文化保存活用計画を策定することを計画した。まず単市で文化財把握のためにこれまで実施してきた文化財基礎調査で不十分であった分野・地域の文化財悉皆調査を実施した。その上で、国庫補助を受けて平成29年度から1カ年計画で策定事業に着手し、年度当初に策定委員会を設

置するとともに3回の策定委員会と3回のワーキング¹を実施した。委員会は全て公開とし、事業の周知を図った。また、平成29年2月に住民自治協議会に対しアンケートを実施するとともに、同年5月に無作為抽出で市民1,000人を対象に文化財に対する意識調査を行った。そのほか、11月にWEBを利用したモニタリング調査を実施した。

2 検討体制

東広島市では、東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（東広島市教育委員会規則第5号 平成29年3月21日公布）により、東広島市歴史文化基本構想策定委員を委嘱し、歴史文化基本構想の検討を行った。本委員会は、3回の策定委員会を開催し、基本構想の策定に至った。

○東広島市歴史文化基本構想策定委員（任期：平成29年6月1日から平成31年3月31日）

	氏名	専門分野	所属団体等
委員長	とだ つねかず 戸田 常一	まちづくり	広島大学名誉教授・大学院特任教授 元東広島市総合計画審議会会長
委員長職務 代理者	さたけ あきら 佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化 財保護審議会委員
	あまの こういちろう 天野 浩一郎	郷 土 史	東広島郷土史研究会会長
	いしかわ のりこ 石川 典子	—	(公社)東広島市観光協会
	おおとう ゆみこ 大藤 由美子	動 物	元教諭 市文化財保護審議会委員
	こだま のぶやす 兒玉 伸泰	学 校 教 育	東広島市立郷田小学校校長
	ウェルナー・シュタ インハウス	考 古 学	広島大学大学院文学研究科客員准教授
	たけおか さとこ 竹岡 訓子	—	元小学校校長 スクールソーシャルワーカー
	たにかわ だいすけ 谷川 大輔	建 築 史	近畿大学工学部准教授
	とくなが きょうこ 徳永 京子	—	東広島ボランティアガイドの会会長
	みむら やすおみ 三村 泰臣	民 俗 芸 能 学	元広島工業大学教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化財保護審議会委員
	むかいだ ゆうじ 向田 裕始	文 化 財	元広島県教育委員会文化財課課長 廿日市市文化スポーツ振興事業団理事

¹ ワーキングは、策定委員会を円滑に進めるために、委員長及び委員長職務代理者と事務局が、議題や基本構想の内容について検討・協議するために実施した。

東広島市教育委員会事務局

教育長	津森 毅
生涯学習部長	下宮 茂
生涯学習部次長兼文化課長	岡田誠有
文化課参事兼文化財係長	石井隆博
文化財係主査	吉野健志
文化財係主任主事	神本良彦
文化財係主事	山内大輔
文化財係主事	難波直希
文化財係主事	田井智大

○策定委員会の経過

第1回策定委員会 平成29年7月11日（火）

議題《報告》(1) 歴史文化基本構想の概要について (2) スケジュールについて
《議事》(1) 内容について

第2回策定委員会 平成29年9月5日（火）

西条酒蔵地区現地調査

議題《議事》(1) 内容の検討

第3回策定委員会 平成29年10月13日（金）

議題《議事》(1) 策定案の諮問について (2) アンケート結果の考察 (3) 関連文化財群について
(4) 骨子案の確認

○東広島市教育委員会規則第5号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（巻末資料に全文掲載）



写真 1-1 賀茂鶴酒造 8号蔵と煙突